

京都府市町村職員共済組合公報

第225号

令和3年4月1日

京都市上京区西洞院通下立売上ル
西大路町149番地の1
京都府市町村職員共済組合

公告第804号

京都府市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定により公告する。

令和3年4月1日

京都府市町村職員共済組合
理事長 河井規子

京都府市町村職員共済組合定款の一部変更について

京都府市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第23条第1号「開会の日時及び場所」を「開会の日時及び場所（当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）」に改める。

第40条第1項の表中「1,000分の8.47」を「1,000分の8.74」に改める。

第40条の2中「1,000分の16.94」を「1,000分の17.48」に改める。

第42条中「令和2年度」を「令和3年度」に、「2,135円」を「2,160円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は同年1月15日から適用する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。